



羅臼町地域防災計画
【地震・津波防災計画編】

令和8年8月
羅臼町防災会議

目 次

羅臼町地域防災計画【地震・津波防災計画編】

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 計画の基本方針	2
第5節 町の地形、地質及び社会的現況	3
第6節 町及びその周辺における地震・津波の発生状況	3
第7節 羅臼町における地震・津波の想定	4
第2章 災害予防計画	10
第1節 町民の心構え	11
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	13
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	15
第4節 防災訓練計画	16
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	18
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	18
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	18
第8節 避難体制整備計画	19
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	19
第10節 津波災害予防計画	19
第11節 火災予防計画	21
第12節 危険物等災害予防計画	22
第13節 建築物等災害予防計画	22
第14節 土砂災害の予防計画	23
第15節 液状化災害予防計画	23
第16節 積雪・寒冷対策計画	24
第17節 業務継続計画の策定	25
第18節 複合災害に関する計画	26
第3章 災害応急対策計画	27
第1節 応急活動計画	28
第2節 地震・津波情報の伝達計画	28
第3節 災害情報収集・伝達計画	41
第4節 災害広報・情報提供計画	42
第5節 避難対策計画	42
第6節 救助救出計画	43
第7節 地震火災等対策計画	43
第8節 津波災害応急対策計画	44
第9節 災害警備計画	45
第10節 交通応急対策計画	45
第11節 輸送計画	45
第12節 ヘリコプター等活用計画	45
第13節 食料供給計画	46
第14節 給水計画	46
第15節 衣料・生活必需物資供給計画	46
第16節 石油類燃料供給計画	46
第17節 生活関連施設対策計画	47
第18節 医療救護計画	49
第19節 防疫計画	49
第20節 廃棄物等処理計画	49
第21節 家庭動物等対策計画	50

第22節 文教対策計画	50
第23節 住宅対策計画	50
第24節 被災建築物安全対策計画	51
第25節 被災宅地安全対策計画	53
第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	53
第27節 障害物除去計画	53
第28節 広域応援・受援計画	53
第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	54
第30節 防災ボランティアとの連携計画	54
第31節 災害救助法の適用と実施	54
第4章 災害復旧・被災者援護計画	55
第1節 災害復旧計画	56
第2節 被災者援護計画	56
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	57
第1節 総則	58
第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	59
第3節 災害対策本部等の設置等	60
第4節 地震発生時の応急対策等	61
第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	62
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	69
第7節 防災訓練計画	70
第8節 地域防災上必要な教育及び広報に関する計画	70
第9節 地域防災力の向上に関する計画	72
第10節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項	73

第 1 章 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 40 条の規定及び 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、本町における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民をはじめ観光客等、町内に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

本計画は、基本法第 40 条の規定に基づき作成されている「羅臼町地域防災計画」の地震・津波防災計画編として、羅臼町防災会議が作成する。

なお、本計画に定めていない事項については、「羅臼町地域防災計画（本編）」に準ずる。

第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項

- 1 地震・津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 防災対策は、自助（住民等が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、災害のリスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等 参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防対策の推進を図らなければならない。
- 6 東日本大震災や令和 6 年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。
- 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。

第 1 章 総 則

第 4 節 計画の基本方針

本計画は、町及び道並びに防災関係機関等の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関等ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第 1 実施責任

1 道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

2 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

「本編 第 1 章 第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第 3 住民及び事業所の基本的責務

「本編 第 1 章 第 7 節 住民及び事業所の基本的責務」を準用する。

第 1 章 総 則

第 5 節 町の地形、地質及び社会的現況

「本編 第 2 章 第 1 節 自然的条件」を準用する。

第 6 節 町及びその周辺における地震・津波の発生状況

「本編 第 2 章 第 2 節 災害の概況」を準用する。

第 7 節 羅臼町における地震想定

第 1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸地で発生する陸域型地震の大きく 2 つに分けることができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と、1993 年の釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

本町では、日本海溝・千島海溝周辺及び道東内陸部の地震活動が極めて多く、これまでも平成 6 年の北海道東方沖地震など M8 クラスの巨大地震をはじめ、M7 クラスの地震が発生し、北海道太平洋沿岸において地震、津波による大きな被害をもたらせている。また、内陸型地震については、標津断層帯による地震が想定されている。

1 本町に被害を及ぼすと考えられる地震

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、次のとおりである。

(1) 海溝型地震

ア 千島海溝単部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部 (T1)、十勝沖 (T2)、根室沖 (T3)、色丹島沖 (T4) および択捉島沖 (T5) の各領域で発生する地震に区分される。

いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝における M8 クラスのプレート間地震の平均発生間隔は 72.2 年とされている。

(ア) 三陸沖北部 (T1)

三陸沖北部では、1856 年 M7.5、1968 年 M7.9 (1968 年十勝沖地震)、1994 年 M7.6 (三陸はるか沖地震) の地震が発生しており、この領域は M8 クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

(イ) 十勝沖 (T2)

十勝沖では、1952 年 M8.2、2003 年 M8.0 の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952 年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域は M8 クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後 30 年以内の地震発生確率は 20%とされている。

(ウ) 根室沖 (T3)

根室沖では、1894 年 M7.9、1973 年 M7.4 の地震が発生している。津波の高さの分布から 1894 年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。

この地域では M7～8 クラスの地震が発生すると考えられ、1973 年根室沖地震が比較的規模が小さかったこと、1973 年から約 30 年経過していること、2003 年十勝沖地震では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973 年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30 年以内の地震発生確率は 80%程度とされている。

(エ) 色丹島沖 (T4)

色丹島沖では、1893 年 M7.7、1969 年 M7.8 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8 クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後 30 年以内の地震発生確率は 60%程度とされている。

(オ) 択捉島沖 (T5)

択捉島沖の領域では、1918 年 M8.0、1963 年 M8.1 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8 クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後 30 年以内の地震発生確率は 60%程度とされている

(カ) 500 年間隔地震 (T6)

第 1 章 総 則

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約 6,500 年間に 10 数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約 500 年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500 年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。

中央防災会議によれば、M8.6 の超巨大地震が予想されている。直近のものは 17 世紀初めに発生しており、既に約 400 年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

(イ) プレート内のやや深い地震（P 1～P 3）

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ 100km ほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の 1993 年 M7.5 の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、

- a 釧路直下（P 1）
- b 厚岸直下（P 2）
- c 日高中部（P 3）

を想定する。

(2) 内陸型地震

ア 標津断層帯（N 9）

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7 程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

イ 網走・紋別沖（A 1～A 2）

オホーツク海の網走沖（A 1）及び紋別沖（A 2）には海底活断層が知られている。網走沖の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約 60km、東傾斜の逆断層と推定される。

一方、紋別沖は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約 70km で同じく東傾斜の逆断層と考えられる。

(3) その他

上記のほか、青森県西方沖、カムチャツカ半島沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する

2 地震想定

(1) 前述のような実情から、本町が想定する地震については、内陸型地震である標津断層帯及び日本海溝・千島海溝型周辺海溝型地震を本町に被害を及ぼすであろう地震として想定する。

ア 標津断層帯地震

本地震は、北海道の地震被害想定調査から下記のとおり想定するものである。

主要断層帯	マグニチュード（M）	最大震度
標津断層帯	M7.7 以上	5 強

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

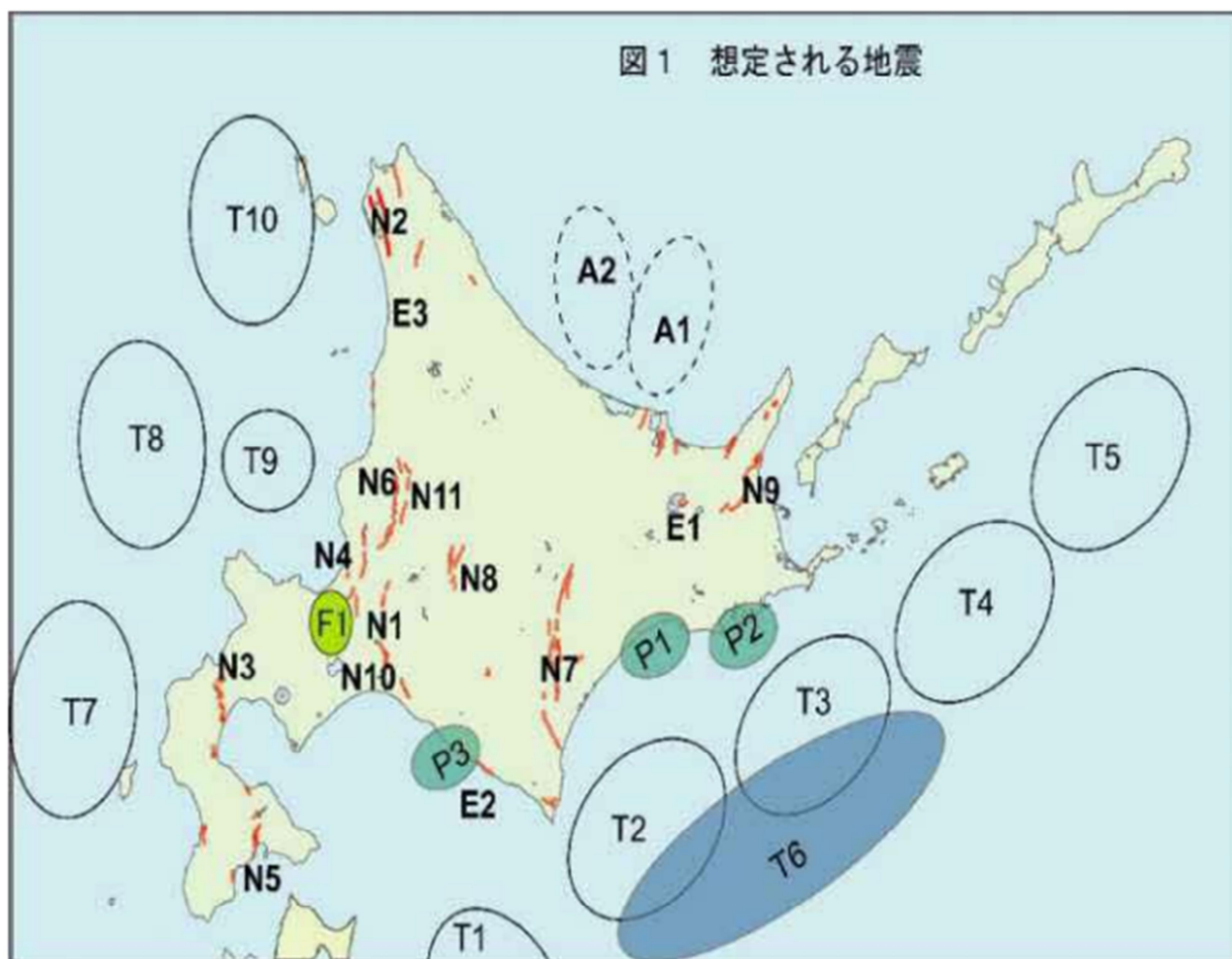
海溝型地震	マグニチュード（M）	モーメント マグニチュード（M _w ）	最大震度
日本海溝モデル	M8.0～M8.6	M _w 9.1	3 以下
千島海溝モデル		M _w 9.3	6 強

第 1 章 総 則

別表 海溝型地震及び内陸型地震

地 震	断 層 モ デ ル *	例 (発 生 年)	位 置	最 大 マ グ ニ チ ュ ー	長 さ km
海 溝 型 地 震					
(千 島 海 溝 / 日 本 海 溝)					
T1	三 陸 沖 北 部	推 本 / 中 防	1968年	既 知	8.0 ---
T2	十 勝 沖	推 本 / 中 防	2003年	既 知	8.1 ---
T3	根 室 沖	推 本 / 中 防	1894年	既 知	8.0 ---
T4	色 丹 島 沖	推 本 / 中 防	1969年	既 知	8.0 ---
T5	択 捉 島 沖	推 本 / 中 防	1963年	既 知	8.3 ---
T6	500年 間 隔 地 震	推 本 / 中 防	未 知	予 想	8.8 ---
(日 本 海 東 縁 部)					
T7	北 海 道 南 西 沖	---	1993年	既 知	7.8 ---
T8	積 丹 半 島 沖	---	1940年	既 知	7.8 ---
T9	留 萌 沖	---	1947年	既 知	7.5 ---
T10	北 海 道 北 西 沖	推 本 / 中 防	未 知	予 想	8.0 ---
(プ レ ー ト 内)					
P1	釧 路 直 下	---	1993年	既 知	7.5 ---
P2	厚 岸 直 下	---	1993年 型	予 想	7.2 ---
P3	日 高 中 部	---	1993年 型	予 想	7.2 ---
内 陸 型 地 震					
(活 断 層 帯)					
N1	石 狩 低 地 東 縁 主 部	推 本		既 知	7.9 68
	主 部 北 側				7.5 42
	主 部 南 側				7.2 26
N2	サ ロ ベ ツ	推 本		既 知	7.6 44
N3	黒 松 内 低 地	推 本		既 知	7.3 34
N4	当 別	推 本		既 知	7.0 22
N5	函 館 平 野 西 縁	推 本		既 知	7.1 26
N6	増 毛 山 地 東 縁	推 本		既 知	7.8 64
N7	十 勝 平 野	推 本		既 知	
	主 部				8.0 88
	光 地 園				7.2 28
N8	富 良 野	推 本		既 知	
	西 部				7.2 28
	東 部				7.2 28
N9	標 津	推 本		既 知	7.7 56
N10	石 狩 低 地 東 縁 南 部	推 本		既 知	7.1 24
N11	沼 田 - 砂 川 付 近	推 本		既 知	7.5 40
(伏 在 断 層)					
F1	札 幌 市 直 下	札 幌 市	未 知	予 想	7.2 ---
(既 往 の 内 陸 地 震)					
E1	弟 子 屈 地 域	---	1938年	仮 定	6.5 ---
E2	浦 河 周 辺	---	1982年	仮 定	7.1 ---
E3	道 北 地 域	---	1874年	仮 定	6.5 ---
(オ ホ ー ツ ク 海)					
A1	網 走 沖	---	未 知	仮 定	7.8 60
A2	紋 別 沖 (紋 別 構 造 線)	---	未 知	仮 定	7.9 70

* 断層モデルを公表している機関，推本：地震調査研究推進本部，中防：中央防災会議．



引用 北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）第 1 章第 7 節 図 1 想定される地震

第 2 北海道における想定地震津波

1 基本的な考え方

北海道は、1993 年の北海道南西沖地震や 2003 年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

また、流氷接岸時期に津波が発生した場合、沿岸に流氷とともに津波が押し寄せることがあり、1952 年の十勝沖地震では、浜中村霧多布地区（当時）において、流氷とともに押し寄せた津波により家屋が破壊されるなど、甚大な被害が発生した。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した北海道道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

今後は 2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、津波浸水想定の見直しに取り組んでいくものとしている。なお、本計画における本町の津波被害想定は、令和 4 年に実施した太平洋沿岸に係る津波浸水予測図をもとに行っている。

2 北海道太平洋沿岸の地震

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、下記のとおり国・北海道から公表されている。

- ・令和 2 年(2020 年) 4 月
国が「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデル」を公表
- ・令和 3 年(2021 年) 7 月
北海道が「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定
- ・令和 4 年(2022 年) 7 月及び 12 月
北海道が「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」を公表
- ・令和 5 年(2023 年) 2 月
北海道が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画」を策定

3 北海道日本海沿岸の地震津波

北海道日本海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成 26 年 9 月に国が日本海の断層モデルの公表を行ったことから、公表された断層モデルを基に検討を行い、平成 29 年 2 月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定とし設定され、津波浸水想定の詳細は、今後、被害想定計算及び減災目標の策定について別途進められる。

4 北海道オホーツク海沿岸の地震津波

北海道オホーツク海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、国や北海道が設定した最大クラスの津波の断層モデルを基に検討が行われ、令和 5 年 2 月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定とし設定され、津波浸水想定の詳細は、今後、被害想定計算及び減災目標の策定について別途進められる。

第 1 章 総 則

別表 2 本町に被害を及ぼす主要な海溝型地震の長期評価

領域又は地震名			地震規模 (マグニチュー ード)	地震発生確率			平均発生 間 隔	最新発生 時 期
				10 年以内	30 年以内	50 年以内		
千 島 海 溝 沿 い の 地 震	超巨大地震 (17 世紀型)		8.8 程度以上	2～10%	7～40%	10～60%	約 340～ 380 年	17 世紀
	十勝沖		8.0～8.6 程度	0.9%	20%程度	50%程度	80.3 年	22.3 年前
	根室沖		7.8～8.5 程度	30%程度	90%程度	90%程度 以上	65.1 年	52.5 年前
	色丹島沖及び択捉 島沖		7.7～8.5 前後	20%程度	60%程度	80%程度	35.5 年	—
	ひとまわり 小さい プレート 間地震	十勝沖・ 根室沖	7.0～7.5 程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5 年	—
		色丹島 沖・択捉 島沖	7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	13.7 年	—
	十勝沖から択捉島 沖の海溝寄りの プレート間地震 (津波地震等)		Mt8.0 程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0 年	—
	沈み込んだプレ ート内のやや浅い 地震		8.4 前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9 年	—
	沈み込んだプレ ート内のやや深い地 震		7.8 程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0 年	—
	海溝軸の外側で 発生する地震		8.2 前後	—	—	—	—	—
日 本 海 溝 沿 い の 地 震	超巨大地震（東北地 方太平洋沖型）		9.0 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	550～600 年 程度	14.8 年前
	青森県東方沖及び 岩手県沖北部		7.9 程度	0.06%～ 6%	20%～40%	70～80%	97.0 年	57.6 年前
	宮城県沖		7.9 程度	9%	20%程度	40%程度	109.0 年	—

(注) 算定基準日：令和 8 年(2026 年) 1 月 1 日

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

第 1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所等・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 地震の後には津波が来襲するかもしれないと、常に心に留めておく。
- (3) がけ崩れに注意する。
- (4) 建物の補強、家具の固定をする。
- (5) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (6) 飲料水や消火器の用意をする。
- (7) 「最低 3 日間、推奨 1 週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (8) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (9) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (10) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず、身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまってから、速やかに火の始末をする。
- (4) 火が出たら、まず、消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 津波が来襲するかもしれないと認知する。
- (8) 山崩れ、がけ崩れに注意する
- (9) 避難は原則徒歩で、持物は最小限にする。
- (10) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (11) 正しい情報をつかみ、流言飛語（根拠のない、いいかげんな噂、根も葉もないデマ）に惑わされない。
- (12) 秩序を守り、衛生に注意する。

第 2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等の重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

第 2 章 災害予防計画

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第 3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段等に殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明等のもとからは退避する。

第 4 屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
- 3 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難する。

第 5 運転者のとるべき措置

- 1 走行中のとき
 - (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、周まわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
 - (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
 - (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
 - (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- 2 避難するとき
被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。
(「地震・津波防災計画編 第 3 章 第 5 節 避難対策計画」を参照)

第 6 津波に対する心得

- 1 住民
 - (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所にすみやかに避難する。
 - (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
 - (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
 - (4) 津波は第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては 1 日以上にわたり継続する可能性がある。
 - (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等によって引き起こさえるもの）が発生する可能性がある。
 - (6) 津波想定精度には一定の限界があるため、ハザードマップ等の被害想定を鵜呑みにしない。
 - (7) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。

第 2 章 災害予防計画

- (8) 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (9) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (10) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- (11) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (12) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても警報等が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合 荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等で入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

3 漁業地域関係者

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁にいたる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は直ちに水深概ね 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第 2 節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第 1 地震に強いまちづくり

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等、防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第 2 建築物の安全化

羅臼町耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 町は、災害時に防災拠点や学校等、公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 町、道及び国は老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 町及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 町、道及び防災関係機関施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止や窓ガラス等の落下物からの危害防止、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 町、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第 3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第 4 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第 5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上水道、電気、電話等のライフライン機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

第 6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第 7 液状化対策

町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第 8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等における耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第 9 災害応急対策等への備え

防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために、必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

第 10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等はその整備を重点的・計画的に進める。

第 11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 道及び国は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定する。
- 3 町、道及び国は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 4 町及び道は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 5 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第 3 節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。本節は、「本編 第 4 章 第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第 1 防災知識の普及・啓発

- 1 町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 道及び市町村並びに防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。
 - (1) 啓発内容
 - ア 地震・津波に対する心得
 - イ 地震・津波に関する一般知識
 - ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - オ 災害情報の正確な入手方法
 - カ 出火の防止及び初期消火の心得
 - キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
 - ク 自動車運転時の心得
 - ケ 救助・救護に関する事項
 - コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

第 2 学校等教育関係機関における防災思想普及

- 1 学校等においては児童、生徒等に対して地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童、生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第 3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火災防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第 4 節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

実施にあたっては、「本編 第 4 章 第 2 節 防災訓練計画」を準用するほか、次のことを行う。

第 1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第 2 北海道防災会議の行う訓練

北海道防災会議は、防災関係機関及び町と共同して、次の訓練を実施する。

- 1 災害通信連絡訓練
地震、津波情報及び津波注意報、警報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

第 3 町の行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するよう努める。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 職員参集、指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏れ事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練
- (13) 防災関連システムの操作習熟訓練 等

第 4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先との相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第 5 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第 2 章 災害予防計画

第 5 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、「本編 第 4 章 第 3 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第 6 節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、「本編 第 4 章 第 4 節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する

第 7 節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、「本編 第 4 章 第 5 節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する

第 2 章 災害予防計画

第 8 節 避難体制整備計画

本節については、「本編 第 4 章 第 6 節 避難体制整備計画」を準用するほか、次のことを行う。

第 1 津波避難計画等の作成

町は、避難に関する情報と被災想定等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、道の指針を参考に、津波避難計画（全体計画・地域計画）や地震・津波防災計画編等の策定に取り組み、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。計画等の主な留意事項は、「本篇 第 4 章 第 6 節 避難体制整備計画」を準用する。

なお、羅臼町津波避難計画については、別途作成するものとし、随時修正・改善を加えてゆくものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者毎の具体的な避難計画作成等の避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差違や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

第 9 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、「本編 第 4 章 第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画」を準用する。

第 10 節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止については、本計画に定める。

第 1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、次の 2 つレベルの津波を想定することを基本とする。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として住民等の避難の軸として、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、町、道及び国の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第 2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」等を参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、町の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定や見直しを行うものとする。

ハード対策として、町、道及び国は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は可能な限り市町村が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

第 2 章 災害予防計画

1 津波等災害予防施設の整備

町及び道、国等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(1) 海岸保全対策

町及び道、国等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ確な開閉に万全を期するものとする。

(2) 河川対策

町及び道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町、道及び国等は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図る。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海岸にいる行楽客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等、多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(5) 町

町は、住民等に対し、各種講演会等各種普及・啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒等が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町、道及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して、津波警戒に関する事項についての周知徹底を図る。

第 2 章 災害予防計画

- (1) 住民に対し、周知を図る事項
「地震・津波防災計画編 第 2 章 第 1 節 住民の心構え」を準用する。
- (2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項
「地震・津波防災計画編 第 2 章 第 1 節 住民の心構え」を準用する。
- (3) 漁業地域において、周知を図る事項
 - ア 陸上・海岸部にいる人は陸上の避難場所等に避難し、決して漁船や海を見に行かない。
また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の避難場所等に避難する。
 - イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。
また、一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
 - ウ 沖合に避難した船舶は、大津波警報（特別警報）・津波警報が解除されるまで、原則、入港を見合わせる事。

第 1 1 節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は「本編 第 4 章 第 1 0 節 消防計画」に準ずるほか、次のとおりである。

第 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気機器及び設備等による出火が多いことから、町及び道は、火の取り扱いについて指導啓発を行うとともに、根室北部消防事務 組合火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、初期消火が重要である。町及び関係機関は地域、職場等一体となった協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器やガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これら器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実に成果を上げるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、ホール、会館、病院等、一定規模以上の防火対象物に対しては、法令の基準による消防施設の完全な設置を促進するとともに、自主点検及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 3 予防査察の強化指導

町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第 2 章 災害予防計画

第 5 消防計画の整備強化

町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第 1 2 節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災等による災害の発生予防に関する計画は、「本編 第 8 章 第 3 節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のことを実施する。

第 1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び道、関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第 2 危険物保安対策

- 1 町（消防機関）及び道、関係機関は、事業所等に対し、次の事項について指導に努める。
 - (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
 - (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

第 3 火薬類・高圧ガス保安対策及び毒物・劇物災害対策

町（消防機関）は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第 1 3 節 建築物等災害予防計画

まちづくりの基本は快適であり利便性があることだが、住民の生命と財産の安全確保が図られる災害に強いまちづくりも重要な課題となっている。

町では、地震災害から建築物等を防御するため、「本編 第 4 章 第 9 節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第 1 建築物の防災対策

- 1 木造建築物の防火対策の促進本町の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、木造建築物について延焼のおそれのある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

第 2 章 災害予防計画

2 既存建築物の耐震化

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる防災ハザードマップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

3 ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守をさせるなど、安全性の確保について指導する。

4 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

5 被災建築物の安全対策

- (1) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第2 かけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、かけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行う。

第14節 土砂災害の予防計画

本節については、「本編 第4章 第16節 土砂災害の予防計画」を準用する

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための対策は、本計画に定める。

第1 北海道の現状

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。

北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「十勝沖地震（2003年）」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「北海道胆振東部地震（2018年）」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

第 2 液状化対策の推進

- 1 町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。
- 2 液状化対策の調査・研究
町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。
- 3 液状化の対策
町、道及び防災関係機関の実施する液状化対策は、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。
 - (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
 - (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
 - (3) 設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
- 4 液状化対策の普及・啓発
町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第 16 節 積雪・寒冷対策計画

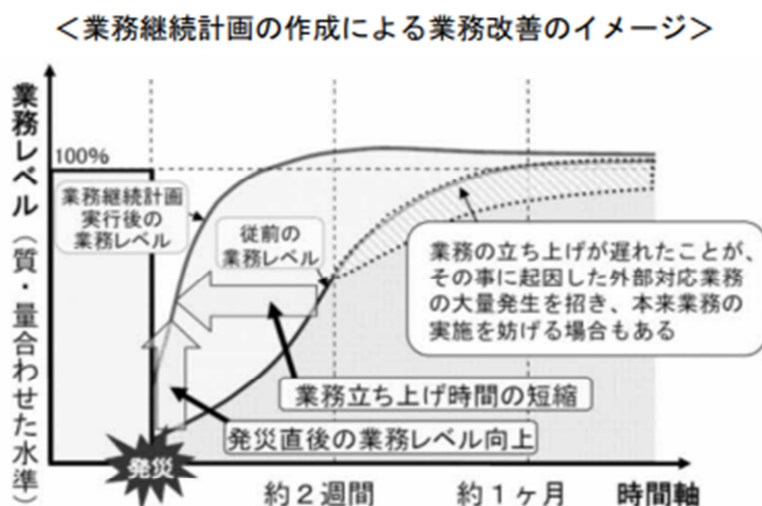
本節については、「本編 第 4 章 第 17 節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第 17 節 業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第 1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



（出典：北海道地域防災計画）

第 2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努める。

2 道

道は、平常時から災害に備えて体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、道民の生命・身体・財産を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の道の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。このため、道は、災害時においても道の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的実施するとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、持続的改善を行うものとする。

3 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援改革の策定に努めるものとする。

第 2 章 災害予防計画

第 3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る

第 1 8 節 複合災害に関する計画

本節については、「本編 第 4 章 第 1 8 節 複合災害に関する計画」を準用する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 3 章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第 1 節 応急活動計画

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

本町の地震・津波災害応急対策の災害対策組織、職員の動員配備については、「本編 第 3 章 第 1 節～第 5 節」を準用する。

第 2 節 地震・津波情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第 1 地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

震度 5 弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。

なお、震度が 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達される。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、気象庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

町及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等への伝達に努める。

第 2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

第 3 章 災害応急対策

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表される。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表される。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

第 3 章 災害応急対策

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

第 3 章 災害応急対策

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した地震を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表

第 3 章 災害応急対策

長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震道の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
----------------	--	--

- (2) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台 等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

- (3) 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）または又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、第 2 の 2 の（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※ 1）

第 3 章 災害応急対策

沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える

＜沿岸で観測された津波の最大波と発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沖合いで観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容＞

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

第 3 章 災害応急対策

	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

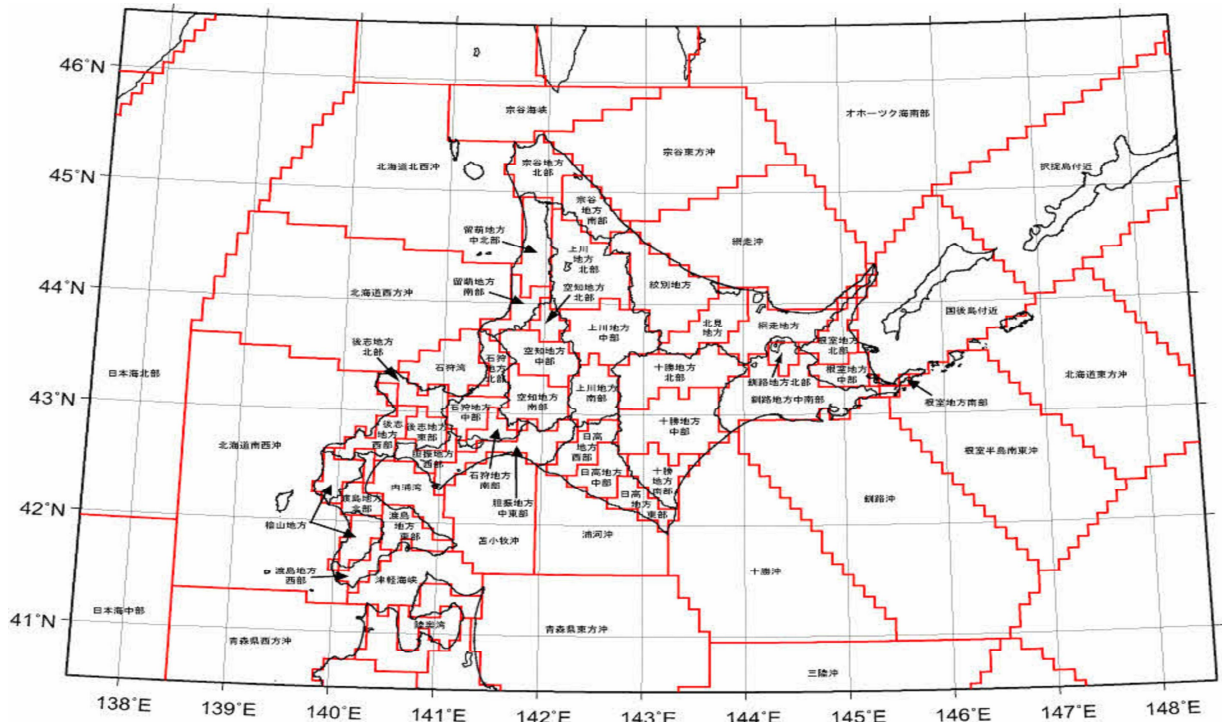
※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

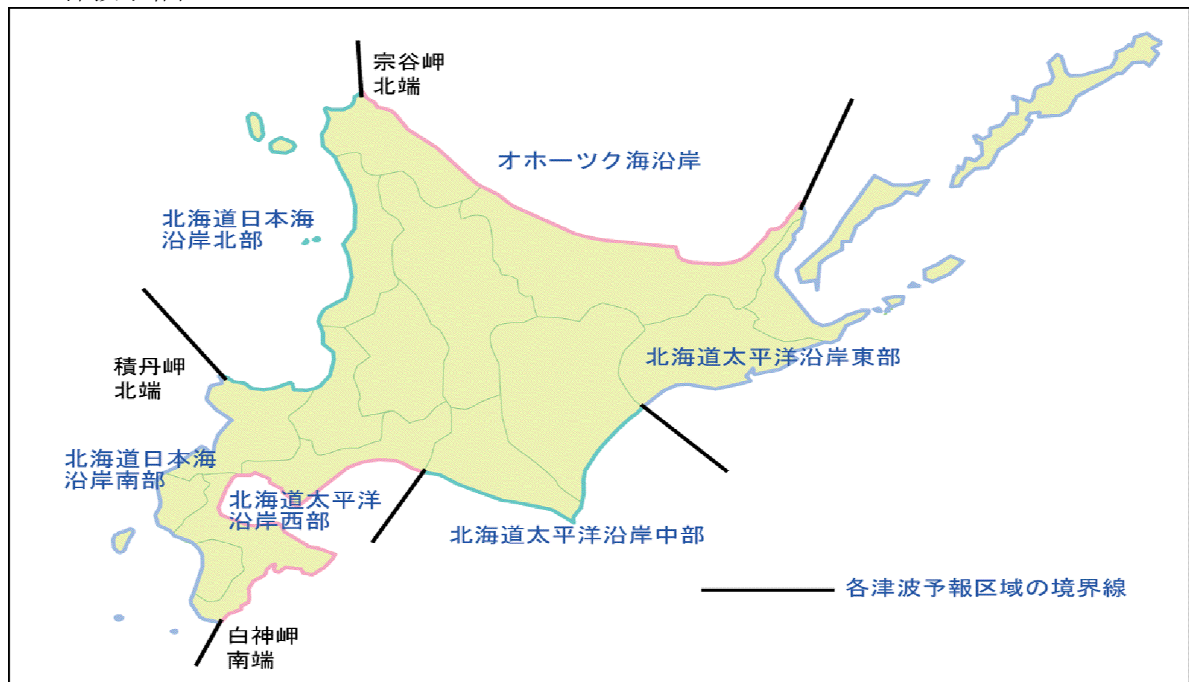
第 3 章 災害応急対策

第 3 地震に関する情報に用いる地域名、震央地名及び津波予報区

- 1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域
- 2 震央地名



3 津波予報区

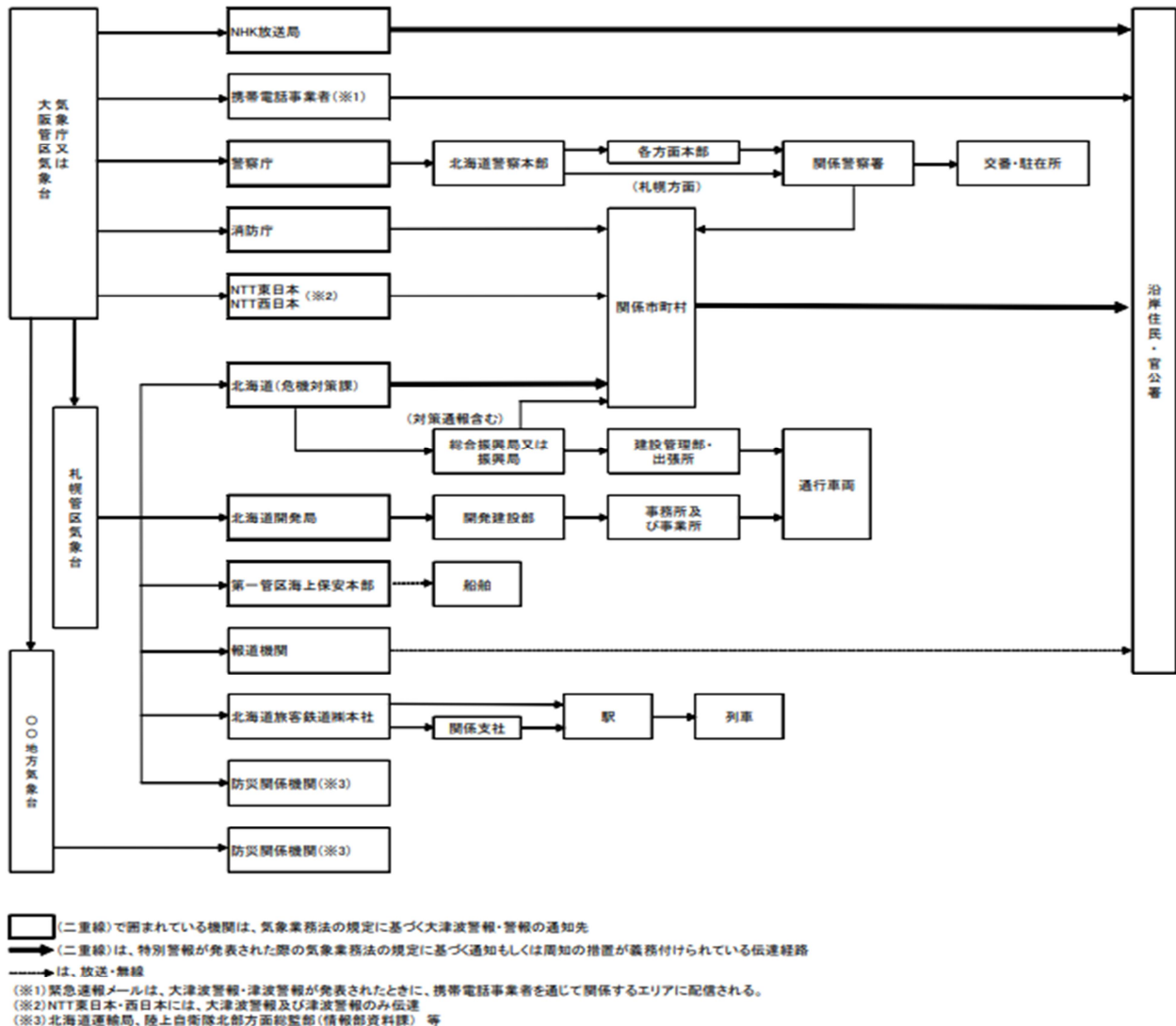


※1 ○○市町村沿岸は、北海道日本海沿岸北部

※2 根室振興局には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む

第 4 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画」（令和 6 年 1 月）

第 5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報については、「本編 第 3 章 第 6 節 気象業務に関する計画」を準用する。

第 6 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

<気象庁震度階級関連解説表>

1 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なる ことがあります。また、中高層建

第 3 章 災害応急対策

物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回ありの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

- ※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内 陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第 3 章 災害応急対策

第 3 節 災害情報収集・伝達計画

本節については、「本編 第 4 章 第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画」及び「本編 第 5 章 第 1 節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第 1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- 1 町及び道は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めることとし、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等で受信した緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者等対しも、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- 3 町は放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。
また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的かつ効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。
- 4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、S A R 衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。
- 5 町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第 2 災害情報等の内容及び通報の時期

町は、震度 5 弱以上を記録した場合、被災状況を根室振興局を通じて道（危機対策課）に報告する。（但し、震度 5 強以上を記録した場合、第 1 報を道及び国（消防庁経由）に、原則として 30 分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合、第 1 報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。このほかは、「本編 第 5 章 第 1 節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

第 3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 町は孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第 4 通報手段の確保

地震災害時における防災関係機関相互の通信は、次により確保するものとする。

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置（無線系・衛星系）による通報

第 3 章 災害応急対策

7 衛星通信による通報

道は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶の恐れがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。

第 5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町、道等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第 6 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、町長は別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事に報告するものとする。（「本編 第 5 章 第 1 節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。）

第 4 節 災害広報・情報提供計画

本節については、「本編 第 5 章 第 3 節 災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第 1 町の広報

1 広報内容 広報内容の主なものは次のとおりである。

- (1) 津波に関する情報（特別警報、警報、注意報、危険区域等）
- (2) 避難について（避難指示等の発令の状況、避難場所等の位置、避難路等）
- (3) 交通・通信状況（交通機関運行状況、迂回路、不通箇所、復旧見込み日時、通話途絶区域）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (5) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給場所、日時、量、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 住民の心得等、民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

2 広報方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、広報車、チラシ等）を充実・強化し、迅速かつ正確に行うものとし、誤報等における混乱の防止に万全を期する。

第 5 節 避難対策計画

本節については、「本編 第 5 章 第 4 節 避難対策計画」を準用する。

第 3 章 災害応急対策

第 6 節 救助救出計画

本節については、「本編 第 5 章 第 9 節 救助救出計画」を準用する

第 7 節 地震火災等対策計画

地震時に火災が発生した場合の延焼拡大の防止に関する計画は、「本編 第 4 章 第 10 節 消防計画」及び「本編 第 8 章 第 4 節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、特に地震対策として次のことを実施する。

第 1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動、その他消防活動の実施体制について十分に検討を行い整備しておくものとする。

第 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、予め次に掲げる危険区域を把握し、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域等の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、油、毒劇物等施設）

第 3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に応援協力をする。

第 4 地震火災対策計画の作成

町は、大規模地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、予め地震火災対策計画を作成する。

計画の基本的事項は、概ね次のとおりである。

- 1 消防職員等の確保
大規模地震発生時には、住宅地における火災の多発に伴い集中的消火活動は困難であり、又、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。
- 2 消防水利の確保
地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等、多角的な方策による消防水利の確保に努める。
- 3 応急救出活動
大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に災害時要援護者の救護方法について検討しておく。
- 4 初期消火の徹底
住民に対し、日頃から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。
また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

第 3 章 災害応急対策

第 8 節 津波災害応急対策計画

大津波津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策については、「本編 第 5 章 第 5 節 応急措置実施計画」に準ずるほか、次のことを実施する。

第 1 津波警戒体制の確立

町、道及び防災関係機関は、札幌管区気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え、必要な警戒態勢をとる。

1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等、警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等の警戒にあたる。

2 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察

札幌管区気象台が津波警報等を発表した場合等は、速やかに中標津警察署を通じて町にこれら警報の内容を伝達するとともに、警戒警備等の必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署

緊急通信等により、船舶に対して大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対して沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等の警戒体制をとるよう周知する。

第 2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、法令で応急措置の実施責任者に定められている町長及び関係機関は、津波来襲時に備え次の対策を実施する。

1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示等を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台等に緊急避難するよう伝達する。

2 北海道

町長が災害の発生により、避難指示を行うことができない場合、知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

3 北海道警察 札幌管区気象台が津波警報等を発表した場合等は、速やかに中標津警察署を通じて町に警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は避難誘導、交通規制等の必要な措置を実施する。

4 羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指導するとともに、必要に応じて入港を整理し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動の指導を行う。

第 3 災害情報の収集

道、北海道警察及び第一管区海上保安本部、羅臼海上保安署は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る

第 3 章 災害応急対策

第 9 節 災害警備計画

本節については、「本編 第 5 章 第 1 2 節 災害警備計画」を準用する。

第 1 0 節 交通応急対策計画

本節については、「本編 第 5 章 第 1 3 節 交通応急対策計画」を準用する。

第 1 1 節 輸送計画

本節については、「本編 第 5 章 第 1 4 節 輸送計画」を準用する。

第 1 2 節 ヘリコプター等活用計画

本節については、「本編 第 5 章 第 8 節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第 3 章 災害応急対策

第 13 節 食料供給計画

本節については、「本編 第 5 章 第 15 節 食料供給計画」を準用する。

第 14 節 給水計画

本節については、「本編 第 5 章 第 16 節 給水計画」を準用する

第 15 節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、「本編 第 5 章 第 17 節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する

16 節 石油類燃料供給計画

本節については、「本編 第 5 章 第 18 節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第 3 章 災害応急対策

1 7 節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、電気、ガス、通信等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることから、これら各施設の応急復旧についての計画は、「本編 第 5 章 第 2 1 節 上水道施設対策計画」及び「本編 第 5 章 第 1 9 節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、特に広域に被害を及ぼす大規模な地震・津波災害対策として、次のことを実施する。

第 1 上水道

1 応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際しては、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

町は地震・津波により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るなど、混乱の防止に努める。

第 2 電 気

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広 報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込みなどについて、テレビ、ラジオ等の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第 3 ガ ス

1 応急復旧

本町は LPG 使用であるので、大規模施設の対応は無いが、取扱業者充填施設、個別ボンベの対応が必要となる。

ガス取扱業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧対応策を予め定めておくほか、地震・津波の発生に際してこれに基づき直ちに施設、設備の被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害にあった場合は二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を行う。

2 広 報

ガス取扱業者は、地震・津波により被害を生じた場合は、被害状況及び復旧見込み等についてチラシ、広報車等で広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第 4 暖房用燃料等

1 応急復旧

暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震・津波災害により被災した施設及び設備等の被害、状況の調査、点検を実施し、被害にあった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い安全対策に努める。

2 広 報

暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震・津波により被害を生じた場合は、被害状況、復旧見込み等についてチラシ、広報車等で広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通 信

地震・津波災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずる恐れがあるなど影響が大きい。

1 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道東支店などの電気通信事業者は、地震津波災害により被災した施設の応急復旧について予め定めておくほか、地震・津波発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害にあった場合、又は異常事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し通信の確保に努める。

2 広 報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第 3 章 災害応急対策

第 18 節 医療救護計画

本節については、「本編 第 5 章 第 10 節 医療救護計画」を準用する。

第 19 節 防疫計画

本節については、「本編 第 5 章 第 11 節 防疫計画」を準用する。

第 20 節 廃棄物等処理計画

本節については、「本編 第 5 章 第 30 節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第 3 章 災害応急対策

第 2 1 節 家庭動物等対策計画

本節については、「本編 第 5 章 第 28 節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第 2 2 節 文教対策計画

本節については、「本編 第 5 章 第 2 6 節 文教対策計画」を準用する。

第 2 3 節 住宅対策計画

本節については、「本編 第 5 章 第 2 4 節 住宅対策計画」を準用する。

第 1 応急危険度判定の実施

1 活動体制

＜判定活動の体制＞



第 3 章 災害応急対策

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法 地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

<被災建築物の危険度判定結果の表示>

表示方法	判定内容
赤のステッカーを表示	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
黄のステッカーを表示	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
青のステッカーを表示	建築物の損傷が少ない場合である。

危険： 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意： 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済： 建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道は、町と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する

第 3 章 災害応急対策

第 2 5 節 被災宅地安全対策計画

本節については、「本編 第 5 章 第 2 3 節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第 2 6 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、「本編 第 5 章 第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する

第 2 7 節 障害物除去計画

本節については、「本編 第 5 章 第 25 節 障害物除去計画」を準用する。

第 2 8 節 広域応援・受援計画

本節については、「本編 第 5 章 第 7 節 広域応援・受援計画」を準用する。

第 3 章 災害応急対策

第 29 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、「本編 第 5 章 第 6 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第 30 節 防災ボランティアとの連携計画

本節については、「本編 第 5 章 第 31 節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 31 節 災害救助法の適用と実施

本節については、「本編 第 5 章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

第 4 章 災害復旧・被災者援護計画

この計画は、地震・津波が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

第 1 節 災害復旧計画

本節については、「本編 第 9 章 第 1 節 災害復旧計画」を準用する

第 2 節 被災者援護計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。本節については、「本編 第 9 章 第 2 節 被災者援護計画」を準用するほか、町及び道並びに防災 関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

第 1 実施計画

1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

3 農林畜産業等金融対策

災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林畜産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法等により融資等の支援を行う。町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

5 被災者生活再建支援金

町は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

第 2 財政対策

町、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

第 3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 1 節 総 則

第 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 推進地域

日本海溝特措法第 3 条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

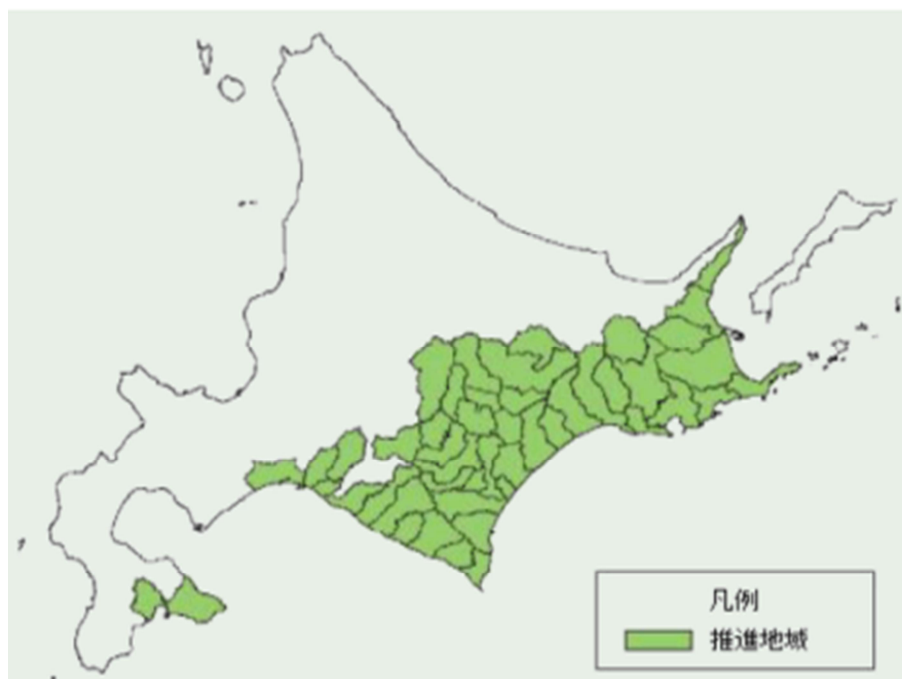
＜本道の推進地域（令和 4 年 1 0 月 3 日・内閣府告示第 9 9 号）＞

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

推進地域のうち、日本海溝特措法第 9 条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次の表のとおりである。

（令和 4 年 1 0 月 3 日 内閣府告示第 100 号）

函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町



第 3 防災関係機関等が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「本編 第 1 章 第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は 業務の大綱」を準用する。

第 2 節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第 1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード (M) 7 から M 8 を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和 2 年 (2020 年) に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域が Mw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域では Mw9.3 であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、道は、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成 24 年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな浸水予測を行った。

さらに、令和 2 年 (2020 年) に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和 3 年度 (2021 年度) に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

第 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が公表した津波浸水想定は、次のとおりである。

1 津波による被害

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約 42,000 棟、日本海溝モデルでは約 130,000 棟となる。

(2) 人的被害は、冬の夕方まで早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）が死者数が最大となり、千島海溝モデルで約 106,000 人、日本海溝モデルで約 149,000 人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人々が浸水地域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、千島海溝モデルでは 54.7%減の 48,000 人、日本海溝モデルでは 72.5%減の 41,000 人と推計される。

2 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約 6,200 棟、日本海溝モデルは約 120 棟となり、人的被害は冬の深夜で早避難意識が低い場合の死者数は約 160 人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約 3,600 棟を超える。

3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定（R 3）では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約 600 棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合の焼失棟数は約 3,100 棟となる。

4 孤立集落発生の可能性

津波等により、沿岸部を中心に孤立集落が発生する可能性がある。内閣府の調査結果によると、本道の推進地域に存する漁業集落約 200 のうち、津波浸水等により孤立する可能性のある集落は約 80 に及んでいる。

5 長周期地震動による被害

2003 年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第 3 節 災害対策本部等の設置等

第 1 災害対策本部等の設置及び運営

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下、本節で「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに羅臼町災害対策本部等を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第 2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法及び羅臼町災害対策本部条例に定めるところによるほか、「本編 第 3 章 第 1 節～第 5 節」を準用する。

第 3 災害応急対策要員の参集

町内に地震が発生した場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災に関わる各種計画の定めるところにより、万全の活動体制をとるものとする。

また、町職員は、地震発生後の情報収集等に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つこと無く、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

その他については、「本編 第 3 章 第 1 節～第 5 節」を準用する

第 4 節 地震発生時の応急対策等

第 1 地震発生時の応急対策

1 地震情報の伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、「地震・津波防災計画編 第 3 章 第 2 節 地震・津波情報の伝達計画」を準用する。

2 情報の収集・伝達

町は、地震発生時の情報収集及び避難勧告等における住民への伝達は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。

また、被災の状況により通常使用している情報伝達網が、寸断されることなども勘案し、国、道、関係機関等との連絡体制を整える。

その他については、「地震・津波防災計画編 第 3 章 第 3 節 災害情報収集・伝達計画」及び「本編 第 5 章 第 4 節 避難対策計画」を準用する。

3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等の二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置等、関係機関との相互協力のもとに実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

その他については、「本編 第 5 章 第 1 3 節 交通応急対策計画」「地震・津波防災計画編 第 3 章 第 2 4 節 被災建築物安全対策計画」「本編 第 5 章 第 2 3 節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

5 救助・救急・消火・医療活動

町は、地震の発生に伴い倒壊建物の下敷き、あるいは火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出して保護するため、救出・救護活動を行うものとする。

また、発生時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被害状況を把握したうえで、救急活動が可能な施設において実施するものとする。その他については、「本編 第 5 章 第 9 節 救助救出計画」「地震・津波防災計画編 第 3 章 第 7 節 地震火災等対策計画」「本編 第 5 章 第 10 節 医療救護計画」を準用する。

6 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。

その他については、「本編 第 4 章 第 3 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「本編 第 5 章 第 1 5 節 食料供給計画」「本編 第 5 章 第 1 6 節 給水計画」「本編 第 5 章 第 1 7 節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

7 輸送活動

町は、災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や応急対策に必要な資機材等を確保するための輸送を行うものとする。

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

その他については、「本編 第 5 章 第 1 4 節 輸送計画」を準用する。

8 保健衛生・防疫活動

町は、被災地の衛生条件が悪化し、感染症等が発生するおそれがある場合には、防疫活動を実施し、感染症の発生及び流行の防止を図るものとする。その他については、「本編 第 5 章 第 1 1 節 防疫計画」、「本編 第 5 章 第 3 0 節 廃棄物処理等計画」、「本編 第 5 章 第 2 7 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第 2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

具体的な確保については、「本編 第 4 章 第 3 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」「本編 第 5 章 第 1 5 節 食料供給計画」「本編 第 5 章 第 1 6 節 給水計画」「本編 第 5 章 第 1 7 節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

(2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下、本節で「居住者等」という。）及び観光客、ドライバー等（以下、本節で「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

(3) 町は、羅臼町建設業協会との協定により必要な資機材の提供を求めるものとする。

2 人員の配置

町は人員の配置状況を道に報告し、必要に応じて人員の派遣を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、羅臼町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関毎の具体的な措置内容は、機関毎に別に定める。

第 3 他機関に対する応援要請

1 町内で地震が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になるおそれがあるため、災害対策基本法や締結している協定に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。

2 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって災害対策本部等から応援協力を要請するものとする。

3 その他、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請、広域緊急援助隊の援助要求などについては、「本編 第 5 章 第 7 節 広域応援・受援計画」「本編 第 5 章 第 6 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する

第 5 節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第 1 津波からの防護のための施設の整備等

1 整備方針

(1) 施設整備の推進

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤・堤防・水門等の点検や自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。

(2) 施設管理の徹底

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。

また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

(3) 被災防止措置

河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(4) 海岸保全施設の整備

町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、「地震・津波防災計画編 第 2 章 第 2 節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」に定める。

(5) 防災行政無線の整備等

町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、町防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、「地震・津波防災計画編 第 3 章 第 3 節 災害情報収集・伝達計画」に定める。

第 2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「地震・津波防災計画編 第 3 章 第 3 節 災害情報収集・伝達計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努める
- 3 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底し、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備する。
- 4 町は、関係機関と連携し、船舶や漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うとともに、この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 5 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備する。

第 3 地域住民等の避難行動等

町は、道と協力し、避難対象地区の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

1 避難対象地区の指定

- (1) 町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を地域住民などと協議して、指定するものとする。
- (2) 道は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、津波浸水予測図を作成・公開するなどして、町による避難対象地区の指定をはじめとする避難対策を支援、道民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

2 避難の確保

(1) 避難計画の作成

道は、津波避難計画策定指針を示し、町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

- (2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。

- (3) 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

- (4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

- (5) 避難のための指示

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し安全な場所に避難するよう避難指示を行う。

また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し安全な場所に避難するよう指示を行う。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高い建物などに緊急避難するよう指示するものとする。

ウ 海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

エ 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

- (6) 町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記（5）により、適切に避難の指示を行うものとする。

ア 道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

- (7) 避難場所の指定

ア 町は、耐震性に配慮し、原則として避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

イ 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定する。

(8) 避難場所の維持・運営

ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の売位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

3 避難場所における救護

避難場所での救護にあたっては、次の点に留意する。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 受入施設への受入

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は（１）に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し、道及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

4 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 町は、予め町内会等、自主防災組織売位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、（１）に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団、自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の整備に努めることとする。

(3) 海溝型地震が発生した場合、町は（１）に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

5 避難誘導等

(1) 地域の自主防災組織及び施設、事業所等の自衛消防組織は、避難指示があったときは、予め定めた避難計画及び町災害対策本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(2) 町は、予め関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意及び津波避難場所等を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

(4) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(5) 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

6 避難意識の普及啓発等

町は、地域住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

＜考えられる訓練内容＞

津波警報等、津波情報等の収集・伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、町防災行政無線の可聴範囲、住民等への広報文案（平易で分かり易い表現）等を検証する。
津波避難訓練	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。 歩行困難な者にとっては、最短距離のおルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。 また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。
津波監視訓練	高台等の安全地域から目視、監視用カメラ、検潮機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練する。

＜住民に対する内容＞

- ◇ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても比較的長い時間、ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ◇ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- ◇ 地震の揺れのわりに大きな津波を発生させる「津波地震」についても注意する。
- ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- ◇ 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は、危険なので行わない。
- ◇ 過去の経験から「引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

＜船舶に対する内容＞

- ◇ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても比較的長い時間、ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- ◇ 津波警報等が発令された場合、津波到達予想時刻を考慮のうえ、退避可能なときは直ちに港外（水深の深い、広い海域）へ退避し、それが困難なときは増し舳れを取る等、可能な流出防止措置を講じて高台へ避難する。なお、これらの措置を講ずる暇がない場合は、直ちに高台へ避難する等、人命を最優先に対処する。
- ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

このほか、避難対策等については、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところとする。

第4 消防機関等の活動

1 重点事項

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
- 2 動員、配備
- 消防機関は、必要な動員、配備及び活動計画を消防計画に定める。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水 道

水道事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

2 電 気

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする需要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
- (2) 指定公共機関北海道電力株式会社が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等の必要な措置に関する広報を実施する。

4 通 信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の確保等の対策を実施する。

5 放 送

放送事業者は、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

また、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努める。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災措置を講ずる。

6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、「地震・津波防災計画編 第3章 第17節 生活関連施設対策計画」に準ずる。

第6 交通対策

1 道 路

- (1) 道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずる。
- (2) 冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずる。

2 海 上

- (1) 海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずる。
- (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

3 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」に準ずる。

第7 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

(ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑に避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。

(イ) 避難場所や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

イ 入場者等の退避のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 個別事項

ア 診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を行う。

イ 学校等にあつては、次の措置

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置

(イ) 市町村から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

(3) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置を行う。

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設毎に別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 道は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、道有施設の活用等協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

4 市町村が管理又は運営する施設に関する対策

町が自ら管理又は運営する施設に関する対策については、上記 1～3 に準ずる

第 8 迅速な救助

町及び道は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第 6 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備については、早急に実施することが必要であるが、町の財政等を考慮し整備等を進めることとする。

本節については、「地震・津波防災計画編 第 2 章 第 2 節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」「地震・津波防災計画編 第 2 章 第 1 3 節 建築物等災害予防計画」を準用するが、特に次のことを重点的に実施する。

第 1 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化する必要があるため、今後、「羅臼町耐震改修促進計画」に沿って進める。

第 2 避難所の整備

避難場所については、緊急避難のための緊急避難場所と収容施設の一時避難場所があり、今後、耐震化も含め整備等を推進するものとする。

第 3 消防用施設の整備等

発災後予想される火災等による住民の生命・身体及び財産を守るため、「地震・津波 防災計画編 第 2 章 第 1 1 節 火災予防計画」を基本に整備を進める。

第 4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

広域防災体制及び地域防災体制の確立のため必要な道路を確保する。

第 5 通信施設の整備

災害時の通信の確保については、「地震・津波防災計画編 第 3 章 第 3 節 災害情報収集・伝達計画」に準じて通信手段の確保及び整備に努める。

なお、防災行政無線の移動系に係る施設の保守及び更新を行い円滑な情報伝達ができるよう推進するものとする。

第 6 ライフライン施設等の耐震化

- 1 町、道及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- 3 町、道及びライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン施設等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 4 町、道及び及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

第 7 節 防災訓練計画

第 1 町、道及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震・津波防災計画編における内容を熟知するとともに、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1 の防災訓練は、年 1 回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1 の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 町、道、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災訓練を実施するほか、町及び防災関係機関と連携して津波警報等伝達訓練など、地域の実情に合わせて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 動員訓練及び災害対策本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
- 5 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 6 津波避難等の津波防災訓練を年 1 回以上実施する。
- 7 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報等を取入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

第 2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校等は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。
また、町が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

第 8 節 地域防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、町内会等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

本節については、「地震・津波防災計画編 第 2 章 第 1 節 住民の心構え」「地震・津波防災計画編 第 2 章 第 3 節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」「地震・津波 防災計画編 第 2 章 第 4 節 防災訓練計画」を準用するが、特に次のことを重点的に実施する。

第 1 町職員に対する教育

- 1 町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各担当課ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

第 2 住民等に対する教育・広報

- 1 町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。
- 2 防災教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報の入手方法
 - (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (9) 地域住民等自らが実施し得る最低でも 3 日間分、可能な限り 1 週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品
- 3 町及び道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする

第 3 児童、生徒等に対する教育

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- 1 過去の地震及び津波災害の実態
- 2 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- 3 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- 4 地域における地震・津波防災の取組 等

第 4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

町及び道は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町及び道が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第 5 自動車運転者に対する教育

町、道及び北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第 6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第 9 節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第 1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。
- 2 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努める。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「地震・津波防災計画編 第 2 章 第 1 節 住民の心構え」に準ずる。

第 2 自主防災組織の育成等

自主防災組織の育成等については、「本編 第 4 章 第 5 節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努める。
- 2 町は、地域毎の自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る
- 3 町の担当者や自主防災組織のリーダーは、自主防災組織の普及のため、道の実施する研修会等の参加に努める。

第 3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施する。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める

第 10 節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0 以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw 8 クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道から地域住民に対して注意を促すものとする。

第 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道の災害に関する組織等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、町へ伝達のほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- (2) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。
- (3) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。
- (4) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

第 2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町及び道は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第 3 災害応急対策をとるべき期間等

町及び道は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から 1 週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第 4 道のとるべき措置

道は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、町と協力し、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える

羅 臼 町 地 域 防 災 計 画【地震・津波防災計画編】

沿 革 平成27年 2月
羅臼町地域防災計画【地震・津波防災計画編】作成
令和8年8月 改正

羅臼町地域防災計画 【地震・津波防災計画編】

令和8年8月発行

発行人 羅臼町防災会議
事務局 羅臼町総務